

A Preliminary Study on

Environment

IRIAI

Rumi SATO and
Masuo ORIHARA

環境入会
いりあい

に関する一考察

佐藤留美・折原磨寸男

自然環境復元研究1(1): 37-42, (2002)

特定非営利活動法人 NPO birth

発刊にあたって

「環境入会」という考え方は、2人の恩師との対話から生まれました。ある日、品田穰先生から「里山を守っていくには、どうしたらいいと思う？」と問われ、咄嗟に私の口から出たのが「入会（いりあい）」という言葉でした。なぜその言葉が出てきたのか。それは、かつて犬井正先生から伺った、東京都檜原村の入会林に関する話が心の奥深くに残っていたからです。

人と自然が互いに影響を与え合いながら、長い年月をかけて育まれてきた里山。そこには、地域の人々が自然を「共有財（コモンズ）」として受け入れ、守り、持続させてきた知恵と文化がありました。それは制度でも技術でもなく、暮らしの中に根づいた「関係性の文化」だったのだと思います。人と自然の関係性を現代社会の中でどのように再構築できるのか。「環境入会論」は、その問いに対する1つの応答として生まれました。

本書では、自然・社会・経済という3つの層を重ねながら、人と自然のつながりをどのように再構築できるかを探ります。環境を「共有財（コモンズ）」ととらえ、持続可能な未来に向けて、私たちはどんなルールをつくり、どんな役割を担い、どんな価値を大切にしていけるべきなのか。

それは決して難しい理論ではありません。かつて当たり前にあった、自然との関わりのかたちを、いま一度見つめ直すことにほかなりません。

1. はじめに

「大量生産、大量消費、大量廃棄」というキーワードで語られる現在の経済社会システムは、私たちに物質的な豊かさをもたらした。しかし、その一方で人類の活動が地球環境に与えた悪影響は計り知れず、資源の枯渇、温暖化現象、大気汚染など、人類の未来に暗い影を落としている。地域社会に目を向ければ、経済のグローバル化による地域産業の空洞化や自治体財政の圧迫、人口流失や少子高齢化によるコミュニティの崩壊が起こっている。里山と呼ばれる日本の伝統的な農的環境も荒廃の一途をたどっている。

現在、我が国は環境への負荷が少ない持続型社会への移行を模索しており、各地域社会において「自然との共存」を目指した取り組みが活発に行われている。しかし、地域社会レベルでの自然再生の活動と、持続型社会という理念が結びつかず、活動は点としてとどまりがちである。これらの活動を結び、面として大きな潮流としていくためには、「自然と人との共存」を実現する地域づくりの指針となる目標と戦略が必要と考える。

NPO birth（バース）では、パートナーシップ型のシンクタンクである「里山タスクグループ（以下タスク）」を1999年に発足し、自然再生を核とした持続型社会システム構築のためのビジョンと戦略を構築するために、各地での調査・研究を行ってきた。

2. 里山をモデルとした人と自然の共存できる 持続型社会—里山化社会—

タスクが提案する持続型社会のビジョンは「里山化社会」である。なぜならば、里山は資源の再生・循環を基調にするシステムにより維持されてきた環境であるからだ。すなわち、里山は人々が生計を立てるための経済環境。家族関係や地域コミュニティを育む社会環境。そして、生物多様性を維持する自然環境が相互連関的に調和する持続型の環境であった。

そこで、タスクでは環境全体の構造を自然環境、社会環境、経済環境の3つの要素から構成されると捉え、これらの各環境が持続的に、かつ調和しあいながら保たれる社会を「里山化社会」と定義し、これを持続型社会のビジョンとした。

そして、里山化社会を構築するための戦略コンセプト、フレームワークとして「環境入会論」という理論を開発した。

(1) 環境入会の基本的な考え方

「環境はみんなのものである。故にみんなで守る仕組みが必要」。これが環境入会の基本的な考え方である。ここにいう「環境」とは我々の生存空間であり、「入会」は生存空間を守るための仕組みを意味する。つまり、「環境入会」とは地域固有の自然、文化など、リージョナルな共有資源を保全・管理するためのコンセプト、フレームワークなのである。

現在、各地で行われている「自然と人間との共存」のための取り組みは、人と自然の関わりが失われていく過程で生じた行動である。都市民は都市空間に自然環境の創出を試みたり、農村へ流出することとなる。品田穰氏は、環境悪化によって発生したこれらの人々を「環境難民」と呼び、《環境難民とともに、流出した生物的空間が一定地域に長期間定着し、あるいは定期的に形成されて、地域の住民と空間の管理を共有できる状態になったとき、その生物的空間は特別の意味をもってくる。(品田穰、2001)》とし、このよ

うな環境の共有状態を《環境入会（品田穰、2001）》と定義した。

ここで発生する共有地では、人々の多様な価値観のぶつかり合いによる軋轢が生じやすい。この現象は《共有地（コモンズ）の悲劇（山岸俊男、1990）》と呼ばれている。コモンズの悲劇を避けるためには、共有地を守るための仕組みが必要となる。それが「入会」のシステムである。

「入会権」は、《共同体住民集団が、山林原野・漁場・用水などを総有的に支配する権利とされている（品田穰、2001）》。「環境入会」は、このかつての「入会」の意味を拡大し、現代的な意義に置き換えた概念である。対象地も、茅場や刈り敷き場といった特定地域から、里山地域、公園などの都市緑地など、市民の環境教育や自然とのふれあいの場として利用される空間に広がっている。また、構成員も自然を愛し、共に守り復元しようとする都市民を含む、その地域に関わるすべての人々を対象としている。

（2）環境入会地をつくるための条件

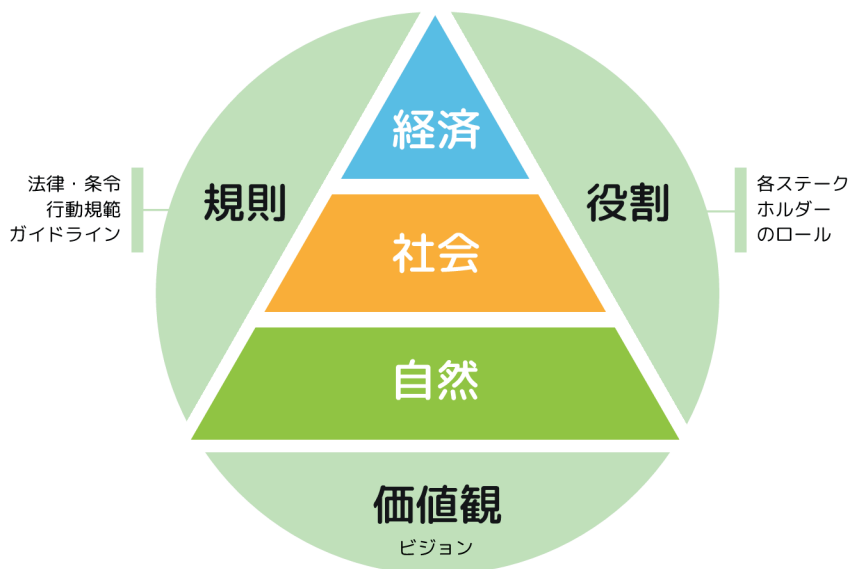
「入会」という仕組みには、入会地の秩序を維持し、持続性を保つための条件があった。入会地は、「地域社会が帰属主体」となり、「慣習上の規則」を根拠に共同で使用・収益してきた領域（環境）である。そして、この帰属主体と慣習上の権利を下支えしてきたのが、地域社会において歴史的に合意形成され、共有化されてきた「価値観（文化）」であった。

これを現代的な「環境入会」に置き換えると、自然環境、社会環境、経済環境の動的な秩序の維持を図るための3つの条件が、「規則」「役割」「価値観」である。ここにいう「規則とは、共有区間を創造・維持するためのルール」であり、法律、制度、規約などである。「役割とは、共有空間を創造・維持していく上で、誰がどのように労力や資金、資源を負担するのか、その役割のあり方」である。つまり、地域にかかわる様々な主体、市民（地域住民、都市住民）、NPO、行政、農林業者、企業、財団、学者などの、それぞれの役割である。「価値観とは、共有空間の必要性を認識し、その存在を維持していこうとする個人や社会の意識のあり方」であり、価値観の共有が環境入会における規則、役割を規定する。

(3) 環境入会の意義と機能

以上のように、環境入会は、地域社会に関わる人々が協働で地域全体の持続性を図っていくための「目標とすべき基準」である。

新たに地域づくりや緑地保全等を行う場合、まず地域や区域の目標を「持続可能な共有空間」と定める。次に地域ごとの特性に応じて空間を設計し、計画を実行する。この設計・実行の各段階において、「環境入会」のフレームワークを適用することによって、事業の持続性が保障されることとなる。



環境入会のコンセプト図

3. 環境入会の具体的事例

(1) 新治市民の森（神奈川県横浜市）

神奈川県横浜市は、人口340万人（2002年現在）の政令指定都市であり、都心の通勤圏でもあるため、急激な都市化が進んだ地域である。しかし、孤島のように点として残存する緑地もあり、里山保全の市民活動も活発である。

市内緑地にある新治市民の森は、雑木林と谷戸から構成される里山である。社会環境の変化に伴う生活様式の変化は、雑木林や谷戸の経済的価値を喪失させた。家族や地域の扶助協力関係に基づいた生産活動が失われることにより、地域コミュニティが崩壊し、また管理を放棄された雑木林や埋め立てられた谷戸からは生物多様性が失われた。つまり、経済環境、社会環境、自然環境が相互連関的に持続性を閉じていた。

このような状況の中、当樹林地は「新治市民の森事業」に指定された（1997年）。横浜市には「市民の森制度」という制度があり（1971年開始）、民有地を市が借り上げ、地権者を中心とした「愛護会」へと委託することにより、樹林地の自然環境維持を行っている。しかし新治地区では、対象面積が大きい上に、地権者が高齢化しており、地権者のみの管理は難しい状況にあった。

一方、この地区を取り巻く高層マンション等に移り住んできた新規住民からは、「緑地保全に参画したい」という要望が出ていた。また地権者側にも、「先祖代々守ってきた森を維持したい」という気持ちがあった。そこで市では、「森づくり講座（1999年7月より開始）」を通して、地権者と新規住民との混合管理団体としての「新治市民の森愛護会」を発足し（2002年2月11日）、放置荒廃した雑木林の復元作業等を委託した。「市民の森制度」という「規則」の存在、地権者・市民・行政の「役割」分担の明確化、身近な緑を守りたいという「価値観」の共有化により、保全活動は順調に進んでいる。一方、自治会の形骸化が各地で問題になっているが、新治地区では、

自然復元作業を通して市民が出会い、新たな人間関係（社会環境）が生まれつつある。今後、市民の森から産出される炭やクラフトなどの生産物や、周辺農地の農産物流通販売などの経済活動が実現すれば、地域内循環の道が開け、地域の持続性はより安定する。新治市民の森では、多様な住民や行政、NPOとの協働により、新たな入会地を創出しているのである。

（2）大泉風のがっこう（東京都練馬区）

東京都練馬区は、練馬大根という特産品で知られるように農業が盛んな土地柄であり、1995年当時は一面に広がる田園がある里山地帯であった。しかし現在は、びっしりと宅地が建ち並ぶ都下の住宅地になった。この一角に、「都市農業の新しい展開」を目指す農業者、白石好孝氏が経営する体験型民農園、「大泉風のがっこう」がある。この農園と、一般的な市民農園との大きな違いは、白石氏というプロの農業技術者が講師となって、市民に野菜づくりを教えるという点である。利用者は、1区画30㎡につき2万9000円の利用料を支払う。これには、指導料のほか、野菜の種、道具、肥料などの費用が含まれる。さらに、区が施設整費や管理運営費を補助している。

この体験型市民農園を生み出した第一の動機は、「住宅が隣接する都市の中で農業を継続していくためには、地域住民の理解が欠かせないことから、住民との交流によって農業への理解を深めてもらう（平成10年度農業白書）」ことであった。この試みは、予想以上の効果を生み出し、利用者同士の交流が活発化し、コンサートや収穫祭が開催されるなど、農園は地域社会にとって重要な拠点となっている。



また白石氏は、都市農業の役割には安全で新鮮な地場野菜を提供する必要があるとし、農園内や近隣のスーパー、即売所での野菜販売を行っている。学校教育への参画も実現し、給食への食材提供、農業体験などの食農教育を行っている。福祉分野とも連携し、保健相談所の協力事業所として、精神障がい者のデイケアの受け入れを行っている。農作業が病気の治癒に効果をあげ、社会復帰のきっかけとなっている。

この農園も、1997年の開園前はほぼ全域がキャベツ畑であり、住民の関心は薄かった。しかし体験農園となってからは、地域の大人も子どもも、そして障がい者も畑に入り、農園を通して新しいコミュニティが生み出されている。また、利用者は白石氏という農業者から手ほどきを受け、野菜を確実に育てることができる。最終的には、無料の市民農園よりも、量も質もずっと多くの収穫物を手にすることができるのである。白石氏も、利用料によって安定収入を得ることが可能となった。さらに農園では、多種多様な野菜が低・無農薬で作られるため、昆虫も増え、野鳥も多く訪れるようになった。

大泉風のがっこうは、都市農業という切り口から自然、社会、経済環境が生み出された入会の事例である。

(3) あとり農園（長野県飯田市）

過疎化、高齢化に悩む中山間地域では、農村活性化の手段として、グリーンツーリズムを掲げる自治体が数多くある。その中で、長野県飯田市は、農家主体のグリーンツーリズム戦略を掲げ、受入側にも利用側にも無理のない確実な体験型滞在プログラムを提供してい



る。そのような市の取り組みの一環として、新規就農者の受入れ事業がある。あとり農園の山内雅裕・智絵夫妻は、その第1号として1997年に飯田市に移住した。彼らは東京のサラリーマンであったが、脱サラし、中央アルプ

スの山脈をのぞむ桑畑（8,800m²）を買い上げ、開墾し、80種類の野菜と800羽の鶏を飼育している。野菜は無農薬栽培であり、鶏も広いケージでの放し飼いである。生産物は、子どものアレルギーに悩む親や、良い食材を選ぶレストラン等からの需要があり、宅配での販売を中心に行っている。

自然環境の面からみれば、放棄された桑畑が無農薬の農地になることによって生物多様性度が高まる。実際に、驚くほど多様な野鳥が訪れるようになり、生きものの豊富さが肌で感じられる。また隣接する雑木林では伝統的な里山管理を行っており、生物の多様性に貢献している。飯田市といっても、里山の多くは放棄され、荒廃している。山内夫妻の移住、耕作によって、この一角では自然環境が復元された。

また社会環境面からみると、地域コミュニティの再生にも大いに貢献している。高齢化した地域にとって、30代である夫妻の存在は大きく、力作業や、パソコンを使ったチラシ作り、組合の役割などに引っ張りだこである。また夫妻を訪ねる都市からの来訪者（顧客や友人）も多く、農業体験を兼ねたレジャーを楽しむとともに、山内夫妻を通して地域住民との交流も行っている。

経済環境の面からみれば、経済価値がなくなり放置されていた桑畑の再生や、農産物の生産を再開し、流通販売している。また農園では、鶏の飼料や機材を地域から購入するなど地域経済にも貢献している。さらに、農園の来訪者は、飯田市で観光するなど、近隣地域への経済効果もある。

あと農園は、都市民の移住をきっかけにした入会の例である。

4. 環境入会の課題と解決策

このような事例は、人と自然が共存できる持続型の共有空間を創造している事例と言える。しかし、これらは決して盤石な基盤の上に行っているわけではない。たとえば、土地を提供している地権者に相続問題が発生した場合、事業基盤である土地の確保が困難になり、事業が危機的な状況に追い込まれる可能性もある。また市からの委託費等が激減した場合、運営が立ち行かなくなることもある。多くの市民団体には、専従職員を雇うほどの組織力がないため、団体の維持運営にも課題がある。

では、環境入会地が持続的に担保され、創造されていくためには、どのような条件を整備していけばよいのだろうか。

その課題について、環境入会地の秩序を規定する3つの枠組み、「規則」「役割」「価値観」（保全制度論、保全主体論、保全文化論）に沿って議論を展開する。



環境入会を秩序だてる3つの条件

(1) 保全制度論

緑地環境保全の代表的な施策である土地の公有地化政策は、行政の独占事業であり、金がネックになって事業が行き詰まっている。この状況の打破には、公共財の供給に関するコストの徴収（税制）と、配分方法の関係（補助金、税制優遇措置等）を見直さなくてはならない。環境入会地創造のための社会的な制度の整備は、租税政策等の利用による公共サービスの私的な供給を促す制度の構築である。この点につき、環境入会地創出の基盤である土地に絞って論ずれば、農地や緑地等有する公共的機能を加味した税制優遇措置の強化、創設が要請される。たとえば、緑地の所有者の相続に際し、緑地等の保全と引き換えに相続税評価額を減額するなどの税制優遇を付与する方法や、中山間地域（里地・里山）の農林業者に対して、農林地の保全と引き換えに、税制措置や助成制度を付与する（デ・カップリング）などの方法である。

(2) 保全主体論

環境入会地は、地域に関わる人々が協働で守る領域である。しかし、それぞれの主体がばらばらな活動を行ってはいは、効果的な保全は行われない。そこで、環境入会地では環境共同体という参画のための「器（うつわ）」を作ることが必要となる。環境共同体には、多様な参加のあり方と役割が考えられる。たとえば、行政が土地等を提供し、管理運営に関する労働力や資金を市民が負担する形態や、個人が土地を供給し、行政が資金を提供、市民、企業が労働力を提供する形態である。各主体が得意分野を持ち寄ることによって、緑地が守られるのである。

このような環境共同体を創出するには、法人制度の整備、また環境共同体へ資金が流れるような税法の改正が必要となる。NPO法人が、寄付金の税控除など多くの優遇制度を受ける米国では、行政が土地を提供し、NPOを介して市民、企業、財団等が資金と労働力を提供する例が多く見られる。

(3) 保全文化論

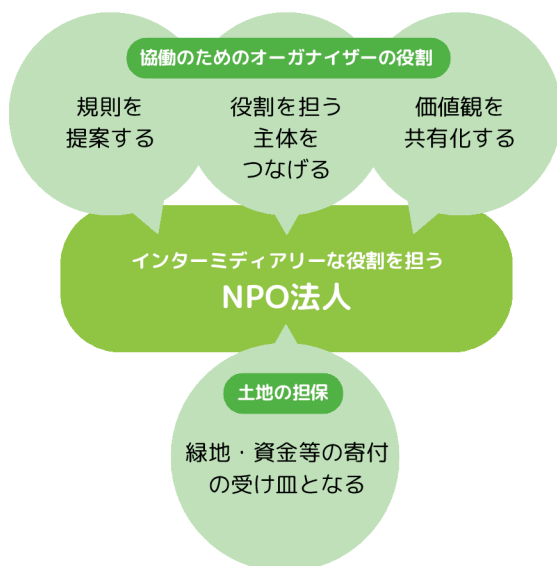
環境入会地を創造するために共有化すべき価値観は、「人と自然の共存」を機軸とした、持続可能な地域社会づくりである。この価値観の共有が、前述の「規則」と「役割」のありようを規定する。こうした価値観の共有化を伝達・普及するために、環境教育や合意形成の場が必要となる。これらを実現する拠点となるのが、環境共同体である。

5. 環境共同体 —NPO法人

以上、環境入会を秩序だてる3つの要素について述べた。環境入会は、自然再生を目指すための協働の仕組みであるが、この協働を実現するのが「環境共同体」である。環境共同体は、制度など「規則」を提案し、「役割」を担う主体をつなぐ器となり、価値観を共有化するためのオーガナイザー（組織化し方向づける）の役割を担う。現在、このような役割は既存の行政、市民団体などが担っているが、行政府やボランティアグループでは中立的な立場に立ちにくい。そこで、インターメディアリー（中間的）な役割を担うNPOが期待されている。

一方、環境入会地に必要な土地の担保の問題がある。この解決の鍵となるのが、NPO法人である。NPO法人には認定NPO制度という税制優遇措置が設けられ、この認定を受けたNPOに対して緑地等を寄付した場合、寄付者にはさまざまな税制優遇が与えられる。たとえば、相続が発生し、緑地等の財産を認定NPOに寄付した場合、相続税が軽減されることになる。こうした制度をうまく活用することにより、自然環境破壊の元凶といわれている相続税問題もクリアできるのである。現状では、税制面での不備など課題があるが、税制、都市緑地保全法などは良い方向に改正されつつある。

NPO birthでは、環境入会を実現する環境共同体としての役割を果たす法人として、政策提言や調査研究などの活動を展開している。



環境共同体に必要な要素

おわりに — 未来への提言 —

「環境入会論」を最初に発表したのは、2002年のことでした。当時はまだSDGsという概念もなく、自然・社会・経済の三層構造で環境を捉える視点は一般的ではありませんでした。そのため、この考え方が広く受け入れられることはありませんでした。現在、環境問題への社会的関心は高まり、「自然とどう関わり、どう守り続けていくか」という問いが、ようやく社会全体で共有されはじめています。いまこそ、自然を“共有財（コモンズ）”ととらえ、ルール・役割・価値観を分かち合いながら支えていくという発想は、地域や社会の持続可能性を考えるうえで、ひとつの確かな手がかりになるはずです。

「環境入会」という考え方が、これからの実践や対話の中で、小さくとも静かな支えとなり、皆さんの歩みに寄り添うことができれば幸いです。

参考文献

- 1) 折原磨寸男 (2000) : 環境入会論, 里山タスクグループ99'報告書
- 2) 品田穰 (2001) : 環境入会とビオトープ, 第2回自然環境復元研究発表会
発表・講演資料集, 19
- 3) 白石好孝 (2001) : 都会の百姓です、よろしく, コモンズ
- 4) 山岸俊男 (1990) : 社会的ジレンマのしくみ, サイエンス社

写真提供 : 横浜市緑政局緑政課、(特定) NPO birth

環境入会に関する一考察

発行日 2025年7月 発行

発行 特定非営利活動法人 NPO birth (バース)

〒188-0011 東京都西東京市田無町3-10-9

Tel : 042-467-6306 Fax : 042-451-0288

E-Mail : info@npo-birth.org URL : <https://www.npo-birth.org>

本書は、2002年に発刊された「自然環境復元研究/自然環境復元学会・編集委員会編1(1) : 37-42(2002)」に掲載された内容をもとに作成されています。

概要

「環境入会論」は、地域の自然・文化などの環境資源を、地域に関わる人々が協働で持続的に保全管理するためのコンセプトである。環境全体の構造を自然環境、社会環境、経済環境の3つの要素から構成されると捉え、これらの各環境の持続性と調和を実現する条件を「規則」「役割」「価値観」とする。地域計画の設計・実行・評価の各段階において、「環境入会」のコンセプトを適用することによって、地域社会の持続性が保障されることとなり、「環境入会」を実現する「環境共同体」として、インターメディアリー（中間的）なNPO法人が期待されている。

